

# 高圧ガス保安法手続マニュアル (第二種製造者(一般・液石)編)

高圧ガス保安法(以下、「法」という。)の一般高圧ガス保安規則(以下、「一般則」という。)または液化石油ガス保安規則(以下、「液石則」という。)の適用を受ける第二種製造者に適用する。

## 第二種製造者(一般・液石)とは

圧縮、液化、その他の方法で処理することができるガスの容積が1日100m<sup>3</sup>(第一種ガスの場合は300m<sup>3</sup>)未満である設備を使用して、高圧ガスの製造(容器への充てんおよび処理設備となる減圧弁による製造(処理能力0m<sup>3</sup>)を含む)の事業を行う者

### <留意事項>

製造に係る高圧ガスの貯蔵量によっては、別途、貯蔵所の許可または届出が必要となります。

【目次】	頁
手続にあたっての注意点(提出前に必ず確認してください).....	1
高圧ガス製造事業届書 .....	1
高圧ガス保安統括者届書等 .....	6
高圧ガス製造施設等変更届書 .....	9
第二種製造事業承継届書 .....	12
高圧ガス製造廃止届書 .....	12
巻末資料(様式集)	

令和5年5月  
福井県防災安全部消防保安課

## 手続にあたっての注意点

第二種製造者(一般・液石)が、法に基づき必要となる手続を行う際の注意点は、下記のとおりです。

### 1 提出方法

原則として福井県電子申請サービス(以下、「電子申請」という。)を利用して提出すること。

インターネット環境がないなどの理由で電子申請ができない場合は、書類を郵送(返信用封筒(必要な切手を貼付したもの)を同封)または持参(訪問日時について県担当者と事前に相談)すること。

### 2 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県防災安全部消防保安課

### 3 提出部数

電子申請の場合:1部(すべて電子データで提出すること)

郵送または持参の場合:2部(正本(県提出用)1部・副本(届出者返戻用)1部)

↓本マニュアルにおける各手続↓

## 高圧ガス製造事業届書

1日の処理能力が100m<sup>3</sup>(第一種ガスの場合は300m<sup>3</sup>)未満の設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者(以下、「第二種製造者」という。)が、法第5条第2項第1号に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

### 1 届出単位

事業所ごとに行うこと。

### 2 提出時期

製造開始の日の20日前までに行うこと。

### 3 留意事項

既に法での許可・届出済の事業所が届出をしようとする場合には、「4 添付書類」のうち、「1 届出者の適格性を確認する書類(委任状を除く。)」は不要です。

### 4 添付書類

高圧ガス製造事業届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	届出者の適格性を確認する書類等	
	(1)委任状	代表者以外の者が手続をするとき
	(2)登記事項証明書のコピー	履歴事項全部証明書(法人の場合)
	(3)住民票の写しのコピー	市区町村長発行のもの(個人の場合)
2	製造施設等明細書	

No	必要となる書類	備考
3	製造施設等明細書の添付資料 (1)事業所全体平面図 (2)高圧ガス製造施設配置図 (3)製造設備等のフローシート・配管図 (4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等 (5)高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面 (6)容器置場、処理設備建屋等の図面 (7)保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面	高圧ガス貯蔵所の許可を受けている施設であって、第二種製造者に該当し届出する場合には、貯蔵所の許可時の書類と重複する添付書類について、その旨を記載して省略することができます。
4	高圧ガス設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該高圧ガス設備を移設して使用するとき

## 5 提出書類作成要領

### (1)高圧ガス製造事業届書

#### ア 適用規則

届出時に適用される規則を選択すること。

#### イ 名称(事業所の名称を含む。)

法人にあつては法人名称に加えて事業所名まで記入すること。

個人にあつては事業所名を記入すること。

<記入例>

法人：〇〇産業株式会社〇〇工場、個人：〇〇事業所

#### ウ 事務所(本社)所在地

法人にあつては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあつては住民登録の場所を記入すること。

#### エ 事業所所在地

高圧ガスの製造を行おうとする所在地を記入すること。

#### オ 製造する高圧ガスの種類

高圧ガスの名称およびその状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を記入すること。

#### カ 代表者氏名

法人にあつては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。

個人にあつては氏名を記入すること。

※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となつて届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

### (2)製造施設等明細書

製造施設等明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

## 製造施設等明細書

### 1 製造の目的および方法

製造する高圧ガスの種類およびその製造目的を具体的に記載し、高圧ガスの製造手順を箇条書で簡潔に記載すること。

### 2 処理設備の処理能力および性能

高圧ガスの種類毎に計算した処理能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。

高圧ガスの種類	設備名	型式	台数	処理能力 Nm <sup>3</sup> /日	備考
合計					

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を合わせて記載すること。

※表に続けて設備ごとの計算式を記載すること。

### 3 貯蔵設備の貯蔵能力および性能

高圧ガスの種類毎に計算した貯蔵能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。

高圧ガスの種類	設備名	公称能力 (m <sup>3</sup> ・kg)	基数	貯蔵能力 (m <sup>3</sup> ・kg)	備考

※貯蔵設備が配管に接続されている場合には一群として合算して算出し、その他の場合は個々の貯蔵設備毎に算出すること。

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を合わせて記載すること。

※表に続けて設備ごとの計算式を記載すること。

### 4 保安物件に対する距離

#### (1)設備距離

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 高圧ガス設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。

一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス=L1、酸素=L2、その他のガス=L3以上の確保

液化石油ガス:L1以上の確保

イ 高圧ガス設備の第二種設備距離は、事業所敷地内で確保すること。

一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス=L2、酸素=L3、その他のガス=L4以上の確保

液化石油ガス:L4以上の確保

高圧ガスの種類	貯蔵能力 または 処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

(2)置場距離

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離(ℓ1)以上を有すること。

イ 容器置場は、第二種保安物件に対し第二種置場距離(ℓ2)以上を有すること。

高圧ガス の種類	容器置場 の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

5 技術上の基準(法第12条第1項および第2項)に関する事項

技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。  
また、内容が示してある図面番号を記載すること。

<対応条項>

一般高圧ガス:一般則第10条

液化石油ガス:液石則第11条

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 (別添資料等No.)

(3)製造施設等明細書に添付して必要になる書類等

ア 事業所全体平面図

(ア)事業所境界線を明示のこと。

(イ)高圧ガス製造施設の位置を図示すること。

(ウ)事業所と隣接する他事業所等や民家等付近の状況が示されていること。

(エ)保安距離を図示すること。

(オ)火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。

(カ)耐震設計の必要な施設については、ボーリングをした位置を明示のこと。

(キ)警戒標の種類および設置位置を明示のこと。

イ 高圧ガス製造施設の配置図

(ア)貯蔵設備、処理設備等の高圧ガス製造設備の設置位置、大きさおよび設備間距離等を図示すること。

(イ)次の設備がある場合は図示等をする事。

a 容器置場の位置

b 障壁、防液堤の設置位置

c 防消火設備(散水装置を含む)の操作位置等(ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等)

なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。

d ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部および濃度指示・警報場所

e 緊急遮断弁の設置位置および操作位置

なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。

f 通報設備の設置位置

g タンクローリーの停車位置

- ウ 製造設備等のフローシート・配管図
  - (ア)機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。
  - (イ)通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。
  - (ウ)ガス設備、高圧ガス設備および圧力区分を明確にすること。
  - (エ)除害設備の処理フローも記載すること。
  - (オ)配管図はアイソメ図によるなど、できるだけ立体配管図を添付すること。
  
- エ 機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等  
貯蔵設備、処理設備、その他の主要高圧ガス設備(弁類、配管およびローディングアーム等)について、設備の種類毎に機器一覧表を作成し、さらに、メーカー等が作成した、次の書類を添付すること。
  - (ア)仕様書および構造図
  - (イ)強度計算書(特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品および認定試験者試験等合格品を使用することとしている場合は、省略可能)
  - (ウ)安全弁にあっては、吹出量計算書
  
- オ 高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面  
基礎図には、配筋の太さ、ピッチ、材質等を明示すること。
  
- カ 容器置場、処理設備建屋等の図面
  - (ア)容器置場の寸法、屋根の材質を明らかにすること。
  - (イ)換気口の数、面積、場所等を図示すること。
  - (ウ)ガスの種類別に置場を明示すること。
  - (エ)充てん容器置場、残ガス容器置場の区分を明示すること。
  - (オ)容器置場内の通路を明確にしたい場合は、通路を明示のこと。
- キ 保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面
  - (ア)防火設備の散水配管図、散水量計算書(散水ポンプ能力、圧力損失計算書等)、貯水量計算書
  - (イ)ガス検知警報設備の仕様
  - (ウ)除害設備の能力および仕様
  - (エ)障壁等の構造図
  - (オ)保安電力の性能および設置場所

## 高圧ガス保安統括者届書等

可燃性のガスの液化ガスまたは液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であって、処理能力が1日30m<sup>3</sup>以上100m<sup>3</sup>未満の処理設備を設置する者が、保安統括者等を選任または変更に伴い選任・解任し、法第27条の2第5項・第6項、第27条の3第3項および第33条第3項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

### 1 届出単位

「製造事業所」ごとに行うこと。

### 2 提出時期

#### (1)保安統括者およびその代理者

新規選任の場合：製造開始予定日の15日前までに行うこと。

変更選解任の場合：変更後遅滞なく行うこと。

#### (2)保安技術管理者および保安係員

新規選任の場合：製造開始予定日の15日前までに行うこと。

変更選解任の場合：その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内にした選解任について、当該期間終了後遅滞なく行うこと。  
ただし、選解任の都度届出を行っていただいても構いません。

### 3 添付書類

新規選任または 変更選解任の区分	届出様式	添付書類(押印不要)
保安統括者	保安統括者届書	選任解任一覧表 保安管理組織図
保安統括者代理者	保安統括者代理者届書	資格者を選任する場合は製造 保安責任者免状の写し(※)
保安技術管理者	高圧ガス保安技術管理者等届書	選解任一覧表
保安係員		保安管理組織図 製造保安責任者免状の写し(※)

※免状の写しについては、講習の受講状況も確認できるようにすること。

### 4 保安統括者等の選任資格区分

事業所類型		保安 統括者	保安技術 管理者	保安 係員
定置式	保安統括者に資格者を選任している製造者	免状	×	免状
	その他の製造者	○	免状	免状
移動式	処理能力が100万m <sup>3</sup> 未満の製造者	○	×	免状

※代理者の選任についても、表に従って選任すること。

【記号の説明】○：選任が必要

×：選任不要

免状：製造保安責任者免状取得者(かつ所定の経験を有する者)の選任が必要

5 保安統括者等の職務および講習の義務等

区分	職務	講習の受講時期
保安統括者	<法第32条第1項> ・高圧ガスの製造に係る保安に関する業務の統括管理	
保安技術管理者	<法第32条第2項> ・保安統括者の補佐、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項の管理	
保安係員	<一般則第76条、液石則第74条> ・製造施設の位置、構造および設備ならびに製造の方法が技術上の基準に適合するよう監督 ・定期自主検査の実施の監督 ・製造施設および製造の方法についての巡視および点検の実施 ・作業標準、設備管理基準および協力会社管理基準ならびに災害の発生またはその恐れがある場合の措置基準に関する助言 ・災害の発生またはそのおそれがある場合における応急措置の実施	<1回目> ・免状の交付を受けた日の翌年度の開始の日から3年以内 ・免状の交付または講習を受けた日から2年6ヵ月以上経過して選任された場合は、6ヵ月以内 <2回目以降> ・第1回の講習を受けた日の翌年度の開始の日から5年以内

6 保安統括者等の選任方法

(1)一般則適用事業所

区分	選任方法	資格要件
保安統括者	事業所ごと	なし
保安技術管理者	事業所ごと	甲化、乙化、甲機、乙機 実務経験は一般則第65条1項に定めるもの（保安統括者に同様の有資格者を選任している場合は、選任不要）
保安係員	製造施設の区分ごと 交代制の場合は直ごと	甲化、乙化、丙化、甲機、乙機 高圧ガスの製造に関する1年以上の経験

(2)液石則適用事業所

区分	選任方法	資格要件
保安統括者	事業所ごと	なし
保安技術管理者	事業所ごと	甲化、乙化、甲機、乙機、丙化（丙特を除く） 実務経験は一般則第65条1項に定めるもの（保安統括者に同様の有資格者を選任している場合は、選任不要）
保安係員	製造施設の区分ごと 交代制の場合は直ごと	甲化、乙化、丙化、甲機、乙機 高圧ガスの製造に関する1年以上の経験



## 7 留意事項(よくある質問)

Q1 保安統括者と保安係員は兼務可能か。

A1 以下の条件をすべて満たす場合は可能。

- ・液石則適用事業所で処理能力が25万Nm<sup>3</sup>/日未満であること。
- ・保安統括者が所定の製造保安責任者免状の交付を受けていること。
- ・所定の高圧ガスの製造に関する経験を有していること。
- ・従業員の交代制を取っていないこと。

Q2 保安統括者代理者と保安係員代理者は兼務可能か。

A2 兼務する者が、製造保安責任者免状の交付を受け、所定の経験を有する場合は、兼務することが可能。

Q3 保安統括者と保安係員代理者、または保安統括者代理者と保安係員の兼務は可能か。

A3 正と代理者の兼務は不可(A2のように代理者の兼務は可能)。

Q4 交代制を取っている事業所で現に保安係員に選任されている者が、他の直の同代理者になることは可能か。

A4 可能。

Q5 保安係員(代理者を含む)を他社の者を選任することは可能か。

A5 保安係員の職務およびその遂行に必要な権限等が事業者の規程や委託契約書で明確に定められている場合は、他の会社に所属する者を選任することが可能。

Q6 保安係員は事業所に常駐しなければならないのか。

A6 高圧ガスの製造をするときは保安係員または同代理者の常駐が必要。

Q7 保安係員代理者は講習を受けるべきか。

A7 法的な受講義務はありません。

ただし、保安係員が疾病や事故等によって職務の遂行ができない場合には、代理者がその職務を代行することを考えると、受講しておくことが望ましい。

## 高圧ガス製造施設等変更届書

第二種製造者が、製造のための施設の位置、構造または設備の変更の工事をし、または製造する高圧ガスの種類もしくは製造の方法を変更しようとする際、法第14条第4項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

### 1 届出単位

「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。

### 2 提出時期

原則として工事に着手しようとする10日前までに行うこと。

### 3 添付書類

高圧ガス製造施設等変更届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が手続をするとき
2	製造施設等変更明細書	
3	製造施設等変更明細書の添付資料	変更内容により下記書類等を適宜添付すること
	(1)事業所全体平面図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前・変更後の図面を作成して添付すること。 また、届出時から変更がない部分については、その旨を記載して省略することができます。
	(2)高圧ガス製造施設配置図	
	(3)製造設備等のフローシート・配管図	
	(4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5)高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面	
	(6)容器置場、処理設備建屋等の図面	
	(7)保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面	
4	高圧ガス設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該高圧ガス設備を移設して使用するとき

### 4 提出書類作成要領

#### (1)高圧ガス製造施設等変更届書

##### ア 適用規則

届出時に適用される規則を選択すること。

##### イ 名称(事業所の名称を含む。)

届出をした事業所名を記入すること。

<記入例>

法人:〇〇産業株式会社〇〇工場、個人:〇〇事業所

##### ウ 事務所(本社)所在地

法人にあつては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあつては住民登録の場所を記入すること。

##### エ 事業所所在地

届出をした事業所所在地を記入すること。

##### オ 変更の種類

変更の内容を具体的に記載すること。

カ 代表者氏名

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。

個人にあっては氏名を記入すること。

※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)製造施設等変更明細書

製造施設等変更明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

<記入例>

## 製造施設等変更明細書

1 変更の目的

変更の目的を具体的に記載すること。

2 変更の内容

製造施設の変更内容を明確にしなが、箇条書で簡潔に記載すること。

3 処理設備の処理能力および性能( 変更あり ・ 変更なし )

変更の有無を○で囲むこと。

高圧ガスの種類	設備名	処理能力(Nm <sup>3</sup> /日)			備考
		変更前	変更後	増減	

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を合わせて記載すること。

※表に続けて増減する設備の計算式を設備ごとに記載すること。

4 貯蔵設備の貯蔵能力および性能( 変更あり ・ 変更なし )

変更の有無を○で囲むこと。

高圧ガスの種類	設備名	貯蔵能力(m <sup>3</sup> ・kg)			備考
		変更前	変更後	増減	

※貯蔵設備が配管に接続されている場合には一群として合算して算出し、その他の場合は個々の貯蔵設備毎に算出すること。

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を合わせて記載すること。

※表に続けて増減する設備の計算式を設備ごとに記載すること。

5 保安物件に対する距離

(1)設備距離( 変更あり ・ 変更なし )

変更の有無を○で囲み、変更がある場合は下記により記載すること。

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 高圧ガス設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。  
 一般高圧ガス：可燃性または毒性ガス=L1、酸素=L2、その他のガス=L3以上の確保  
 液化石油ガス：L1以上の確保

イ 高圧ガス設備は、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上を有すること。  
 一般高圧ガス：可燃性または毒性ガス=L2、酸素=L3、その他のガス=L4以上の確保  
 液化石油ガス：L4以上の確保

高圧ガスの種類	貯蔵能力 または 処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		備考
		法定距離	実際距離	法定距離	実際距離	

(2)置場距離( 変更あり ・ 変更なし )

変更の有無を○で囲み、変更がある場合は下記により記載すること。

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離(ℓ1)以上を有すること。

イ 容器置場は、第二種保安物件に対し第二種置場距離(ℓ2)以上を有すること。

高圧ガスの種類	容器置場の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		備考
		法定距離	実際距離	法定距離	実際距離	

6 技術上の基準(法第12条第1項および第2項)に関する事項

技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。  
 また、内容が示してある図面番号を記載すること。

<対応条項>

一般高圧ガス：一般則第10条

液化石油ガス：液石則第11条

規則の条項号	基準項目	対応事項	備考 (別添資料等No.)

(3)製造施設等変更明細書に添付して必要になる書類等

変更の内容により、「3 添付書類」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、製造届の項(5(3)製造施設等明細書に添付して必要になる書類等)を参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあつては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。

## 第二種製造事業承継届書

第二種製造者の地位を承継した者が、法第10条の2第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位  
「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期  
承継後遅滞なく行うこと。
- 3 添付書類  
第二種製造事業承継届書のほか、以下のような書類が必要になります。

区分	必要添付書類
法人	事業譲渡の場合
	(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー
	(2)譲渡の事実を証明する書面(譲渡契約書の写し等)
	合併等の場合
(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー	
(2)合併等の事実を証明する書面(契約書の写し、議事録の写し等)	
個人	事業譲渡の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
	(2)譲渡の事実を証明する書面(譲渡契約書の写し等)
	相続の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
(2)戸籍謄本(市区町村長発行のもの)	
(3)相続同意証明書(法定相続人全員の証明が必要)	

## 高圧ガス製造廃止届書

第二種製造者が、高圧ガスの製造の事業を廃止したとき、法第21条第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位  
「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期  
廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 添付書類  
高圧ガス製造事業廃止届書のほか、製造設備を廃止したことがわかる写真等を添付すること。

一般則様式第2（第4条関係）

液石則様式第2（第4条関係）

高圧ガス製造事業届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 ( 本 社 ) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
製 造 す る 高 圧 ガ ス の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

一般則様式第6（第16条関係）

液石則様式第6（第17条関係）

高圧ガス製造施設等変更届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所（本 社）所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 二以上の変更の届出を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括届出である旨を記載すること。

一般則様式第3の2（第9条の2関係）  
液石則様式第3の2（第10条の2関係）

第二種製造事業承継届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
承継された第二種製造者の名称 （事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地			
承継後の名称 （事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。



一般則様式第24 (第42条関係)

液石則様式第23 (第42条関係)

高圧ガス製造廃止届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 ( 本 社 ) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
製 造 廃 止 年 月 日			
製 造 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。